

2023年8月1日

株式会社シーイーシー

データセンターサービス事業部

項 目	現 行	改 定 後
<p>契約条項の変更 廃止</p>	<p>(新設)</p>	<p><u>第27条の2 (契約条項の変更廃止)</u></p> <p><u>当社は、関係法令の制定・改廃、電気料金の変動等の社会情勢の変化、契約者に対するサービスの向上等の事情により適宜、契約条項の全てもしくは一部を廃止し新たな契約条項を制定する、または、契約条項を変更することがあります。これらの場合、当社が提供する本サービスの内容および料金その他の条件は、新たに制定された契約条項または変更後の契約条項の内容に従うものとします。</u></p> <p><u>2. 契約条項の廃止、新たな契約条項の制定、または契約条項の変更は、当社が定めた日に効力を生じるものとします。</u></p> <p><u>3. 契約条項の廃止、新たな契約条項の制定、または契約条項の変更を行うとき、当社は、契約者に対し、その旨および前項に基づき定めた効力の発生日、ならびに新たな契約条項の制定または契約条項の変更を行うときは、当該制定または変更後の契約条項の内容を当社の指定するホームページその他相当の方法において周知するものとし、制定または変更後の契約条項は、当該効力発生日が到来した時点で効力を生じるものとします。</u></p>

2023年8月1日 メディアエクステンジ (MEX) サービス契約約款改定対照表

<p>附則の改定</p>	<p>(附則) 第1条 (施行) この改正約款は、2014年5月1日より施行するものとします。</p> <p>第2条 (経過措置) 前条の施行時点において、MEXインターネットアクセス・サービス等の最低利用期間を経過している場合、第45条の2にかかる契約期間の開始日については、この改正約款の施行日(2014年5月1日)より契約期間が始まるものとします。</p> <p>1997年11月1日実施 2002年4月1日一部改正 2006年4月1日一部改正 2008年7月1日一部改正 2008年9月25日一部改正 2010年9月1日一部改正 2012年4月1日一部改正 2014年5月1日一部改正</p>	<p>(附則) 第1条 (施行) この改正約款は、<u>2023年8月1日</u>より施行するものとします。</p> <p>第2条 (経過措置) 前条の施行時点において、MEXインターネットアクセス・サービス等の最低利用期間を経過している場合、第45条の2にかかる契約期間の開始日については、この改正約款の施行日(<u>2023年8月1日</u>)より契約期間が始まるものとします。</p> <p>1997年11月1日実施 2002年4月1日一部改正 2006年4月1日一部改正 2008年7月1日一部改正 2008年9月25日一部改正 2010年9月1日一部改正 2012年4月1日一部改正 2014年5月1日一部改正 <u>2023年8月1日一部改正</u></p>
--------------	--	--

以上